

組織活性化に向けた 取組みについて

I. 取組みの背景・目的

重点施策の推進や新たな行政課題に迅速かつ確実に対応し、市民サービス・利便性の向上に資するためには、事務執行体制の強化や、スリムで機動的な組織体制を確立しつつ、全体的な組織力を将来にわたって維持・向上できるよう、**組織全体を活性化**していくことが重要となる。

更なる組織の活性化に向けて、職員のモチベーションの維持・向上を図るため、職員一人ひとりが自らの役割を理解し、やりがいと責任を持って業務を遂行できる組織体制を構築することを目的として、令和6年度から**組織・権限を一体的に見直す**。

双方の観点からより良い組織を構築

1. 権限の見直し

- (1) 職制ごとの役割等の見直し
- (2) 事務決裁規程の見直し

2. 機構改革

Ⅱ.権限の見直し（1/2）

1. 職制ごとの役割等の見直し

課題

- ・ 課長代理はプレイングマネージャーであるが、プレイヤーとしての比重が大きくなっている状況が見られる。
- ・ 監督職である係長（4級）と主任（3級）の役割と職責の違いが実態として曖昧になっている。
- ・ 将来の管理職候補を育成しづらい状況となっている。



方向性

- ・ 課長代理は、課長の補佐・マネジメント・課の課題解決に注力する。
- ・ 課長代理、係長及び主任の役割と職責を明確化し、グループ制のあり方を検討する。
- ・ 課内において、課員への指導・育成・メンタルフォローをより円滑に実施できる体制の整備を図る。
- ・ 将来にわたって組織運営を維持・向上させるため、次世代の管理職を担う人材の育成を強化する。

Ⅱ.権限の見直し（2/2）

2. 事務決裁規程の見直し

「1. 職制ごとの役割等の見直し」と一体的に実施することで、より機動的な組織運営につなげる。

※行政機関の意思決定は、通常、文書の起案に始まり、回議、合議を経て**決裁**という手続で行われます。

課題

- ・ 施策の方向性や方針は、その都度報告・連絡・相談を行っているが、改めて決裁において上位職までの意思決定を行っている。
- ・ 部内・課内で完結できる事務処理についても、上位職までの意思決定が必要となっている。
- ・ 単に情報共有のための合議が見られ、事務処理の迅速化の妨げとなっている。

方向性

- ・ 各職が専決することができる範囲を見直し、**上位職の権限の下位職への委譲**を進める。
- ・ 部ごとの実情に合わせて柔軟に対応できるよう、**一部の専決事項について、部長の権限により決裁区分を決定**する。
- ・ **現行の合議事項について、その必要性を精査**することにより、意思決定における関与の簡素化を図る。

Ⅲ. 機構改革

■ 機構改革の考え方について

機構改革については、市民サービス・利便性の向上を図り、市民にとって分かりやすい組織体制とするため、以下の考え方を基本に実施する。



- ・ 国の制度改正や行政課題に的確に対応できる組織を構築する。
- ・ 他部署の類似・関連する業務を統合するなど、少人数課を解消する方向で整理するとともに、市民にとって分かりやすい組織体制に向け、関連する業務は当該部・課で実施する。
- ・ 重点施策の迅速かつ確実な実施に向け、原則「課」を組織単位とし、課を置く室は 廃止する。